

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
介助用具貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、地域住民の福祉の増進を図ることを目的として、介助用具（以下「用具」という。）の貸出に関し必要な事項を定める。

(用具の種類)

第2条 用具の種類については、次のとおりとする。

- (1) 車イス（折たたみ式）

(貸出の要件)

第3条 用具を借用できる者は、次の要件でなければならない。ただし、団体等からの借用希望者については、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が適当と認めた者とする。

- (1) 利用者が市内在住者であること。
- (2) 障がい等で外出の困難な利用者、又は、在宅で生活支援を必要とされる利用者のいる世帯であること。
- (3) 他法により貸出利用できない者で、用具の利用が必要であること。
- (4) 他法により貸出利用できる者で、短期間のみの使用が必要と認められること。

(貸出の期間)

第4条 用具の貸出期間の単位は、原則として、3か月間とし、更新の限度は最長1年間までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、期間を延長することができる。

(借用申請)

第5条 用具の借用を希望する者は、あらかじめ申込責任者が所定の様式「介助用具借用申請書」を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。

(使用料)

第6条 使用料は、次のとおりとし、使用者はその料金を本会へ納める。

車イス	1,000円（2週間以内は、500円）
-----	---------------------

- 2 使用料は、本会において用具の維持・補修に充てるものとする。
- 3 第3条における団体等が主催する行事で営利目的ではなく、市民の福祉の向上を目的とした使用である場合においては、使用料を徴収しない。

(貸出・返納及び運搬手数料)

第7条 用具の貸出・返納の方法は、原則として、借用者において運搬する。ただし、特別な事

情により運搬ができない場合は、この限りでない。

(転貸等の禁止)

第8条 用具の貸出を受けた者は、その目的以外に使用又は転貸してはならない。

(弁償)

第9条 貸出期間中に、故意又は過失により用具等を破損又は亡失したりした時は、原則として、その申込責任者は、これを弁償しなければならない。

(事故の責任)

第10条 用具の使用によって生じた事故等に関しては、本会は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成18年10月11日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。但し、第6条(使用料)を除き、平成18年10月11日から本規程に基づき運用する。

附 則 (平成22年6月23日)

この規程は、平成22年6月23日から施行する。

附 則 (平成23年7月20日)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月3日)

この規程は、平成24年9月3日から施行する。